

事 務 連 絡
平成19年 3 月 1 2 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産もち米加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年1月26日付け食安輸発第0126008号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産もち米の粉において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

なお、検査の実施に当たっては、原材料のもち米の配合比率が明確であって、検査結果の換算が可能なものを対象とするようお願いします。

記

1 対象食品
中国産もち米の粉（品目コード F110102に限る。）

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

- 品 名：もち米の粉
- 生 産 国：中国
- 製 造 者：JIANGSU BABY (GROUP) CO.
- 検査結果：メタミドホス 0.25ppm（玄米における基準値：0.01ppm）
- 検 疫 所：名古屋検疫所四日市検疫所支所
(届出受付番号：第55000171640号1欄)
- 輸 入 者：三瀧商事株式会社